

2022(令和4)年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜(前期)・法曹基礎課程特別選抜(開放型)

試験科目: 刑事法(刑事訴訟法)

以下の【事案】を読み, 【設問】に答えなさい。

【事案】

1 Xは, 「被告人は, 令和2年4月11日午後8時頃, M県N市〔番地略〕所在のV方において, V(当時23歳)に対し, 殺意をもって, 所携のナイフで同人の胸部を突き刺し, よって, その頃, 同所において, 同人を胸部刺創に基づく失血により死亡させて殺害したものである。」という殺人罪の訴因により起訴された。

2 Xは, 捜査段階から一貫して, 「私とVは友人であり, V方に行ったことは何度もある。しかし, 私は, 令和2年4月11日は, 終日, M県I市所在の自宅にいた。」と述べてアリバイを主張し, 公判前整理手続においても, 同様の主張を行い, 犯人性を争う旨を明らかにした。

検察官は, 同手続において, 「Xの犯人性」を立証趣旨として, Vの妹Sが通所している障害者介護支援施設職員Wの供述調書(Wが検察官による事情聴取に際して行った供述を録取したもの)の証拠調べを請求したところ, 弁護人は不同意の意見を述べた。そこで, 検察官は, 同調書の証拠調べ請求を撤回したうえで, 同じく「Xの犯人性」を立証趣旨として, Wの証人尋問を請求し, 裁判所はこれを認めた。

3 第1回公判期日において, 以下のとおり, Wの証人尋問が行われた。

検察官: 証人とSの関係について教えてください。

証人W: Sには中度の知的障害があります。Sは, 兄であるVの自宅でVと2人で暮らしており, Vが仕事をしている平日の午前9時から午後5時までの間, 毎日, 障害者介護施設に通所しています。私はその施設の職員として, これまで3年間, Sを担当してきました。

検察官: 令和2年4月12日の出来事についてお聞きします。その日, 証人は何をしていましたか?

証人W: 朝から施設で勤務していましたが, 午前9時30分頃, 職員室の前で, Sが何か話があるような素振りで私のほうを見ていたので, Sのところに行き, 「何かあったの?」と尋ねました。

検察官: Sはどうか答えましたか?

証人W: Sは, 目に涙をためて, とても深刻な様子で, 「お兄ちゃんが死んじゃって, 悲しい。」と答えました。

検察官: それで, 証人はどうしましたか?

2022（令和4）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

証人W：Sに対し、「お兄ちゃんは、どうして死んじゃったの？」と尋ねました。

検察官：Sはどうか答えましたか？

証人W：Sは、「昨日、Xがおうちに来て、お兄ちゃんをナイフで刺したの。」と答えました。

検察官：それで、証人はどうしましたか？

証人W：午前10時30分頃、Sを連れてVの自宅に赴いたところ、Vの死体を発見したので、直ちに警察に通報しました。

- 4 Sの知能検査を担当した医師の証言等の証拠（いずれも証拠能力が認められるものとする）によれば、Sは知的障害により記憶を長期間保持することが困難であり、現時点（第1回公判期日）においては、Vが死亡した際のことにつき、既に全く記憶がないと認められる。

また、V方内の実況見分（令和2年4月12日に行われたもの）の結果を記録した実況見分調書や指紋鑑定書等の証拠（いずれも証拠能力が認められるものとする）によれば、V方の玄関、居間、寝室等にXの指紋が複数付着している事実が認められるものの、その付着時期は不明である。

【設問】

証人Wが前記下線部の証言（以下、「本件証言」という）を行った直後、弁護人が「異議あり。ただいまの証言は伝聞に当たります。」との意見を述べたとしよう。

本件証言の証拠能力について論じなさい。